個人情報漏洩防止規程

社会福祉法人きらり彩愛会

(総則)

第1条 この規程は、個人情報の漏洩防止について定める。

(定義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、個人の氏名、住所、性、生年月日、生育曆、 障害の状況、最終学歴、家族構成、緊急連絡先、年間収入、住居形態等、個人の属性に 関する情報をいう。

(秘密扱い)

第3条 個人情報は、運営上極めて重要であり、かつ個人のプライバシーに係るものであるため、本会は秘密情報として慎重に管理する。

(管理責任者)

- 第4条 管理責任者は、管理者とする。
- 2 管理責任者は、個人情報が外部に漏洩したり、不正に利用されたり、あるいは改ざん されたりすることがないよう慎重に管理しなければならない。

(漏洩の禁止)

第5条 職員は、個人情報を外部の者に漏洩してはならない。

(使用の制限)

第6条 職員は、業務以外の目的で個人情報を使用してはならない。

(許可)

- 第7条 職員は、個人情報を閲覧またはコピーをするときは、次の事項をあらかじめ管理 責任者に申し出て、その許可を得なければならない。
 - 1) 使用目的
 - 2) 閲覧またはコピーをする日時
 - 3) 閲覧またはコピーをする個人情報の範囲
 - 4) コピーをした書面等の取り扱い
- 2 職員は、個人情報をコピーしたときは、その管理に十分注意しなければならない。

(外部への持ち出し禁止)

- 第8条 職員は、個人情報の原本 (コンピューターなどの記憶装置を含む) 及びコピーを 外部に持ち出してはならない。
- 2 やむを得ない事情によって持ち出すときは、次の事項をあらかじめ管理責任者に申し 出て、その許可を得なければならない。

- 1) 持ち出す目的
- 2) 持ち出す個人情報の範囲
- 3) 持ち出し先
- 4) 持ち出す日時

(廃棄処分)

- 第9条 管理責任者は、使用しなくなった個人情報及びそのコピーを廃棄するときは、次いずれかの措置を講じなければならない。
 - 1) シュレッダーによる裁断
 - 2) 焼却
 - 3) データ抹消措置

(懲戒処分)

第10条 職員がこの規程に違反したときは、就業規則に基づき懲戒処分に付する。

(個人情報保護に関する誓約書)

第 11 条 職員は、別紙(1)の個人情報保護に関する誓約書を管理者を経て、理事長に提出する。

附則

この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。

個人情報保護に関する誓約書

私は、社会福祉法人きらり彩愛会で職員として業務に従事するにあたり、下 記の事項を遵守することを誓約いたします。

- 1 在職中に知り得た利用者等の個人情報等及び本会で知り得た事項について、 退職後3年間自己のために使用いたしません。
- 2 本会の諸規程により許容される場合を除き、利用者等の個人情報が含まれた書面・記録媒体等を複製することや、外部に持ち出したりいたしません。
- 3 利用者等の個人情報を、在職中はもちろん退職後においても、第三者のために使用いたしません。
- 4 以上に違反して本会または第三者に損害を与えたときは、これにより本会に生じた一切の損害を賠償いたします。

令和 年 月 日

社会福祉法人きらり彩愛会 理事長 葛西 英昭 様

(職員)	
住 所	
氏 名	戶